



Tax Newsflash

中国

デロイトトーマツ税理士法人

2016年1月8日号

※本ニュースレターは、[英文](#)(または中文)ニュースレターの翻訳版です。

日本語訳と原文(英文または中文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

増値税ゼロ税率を適用する課税サービスの税還付(免除)管理弁法の一部改正

中国財政部、国家税務総局が2015年10月末に公布した通達により、2015年12月1日から増値税ゼロ税率の適用範囲が映画等のサービス、オフショアアウトソーシングサービス等のサービス輸出まで拡大された¹。これに続き、国家税務総局は2015年12月14日に、「増値税ゼロ税率を適用する課税サービスの税還付(免除)管理弁法²」(国家税務総局公告2014年第11号:以下「11号公告」)における一部の規定を変更、補足する2015年第88号公告³(以下「88号公告」)を公布した。88号公告は2015年12月1日から施行された。

(1) 公告の要点

1) 申告資料

88号公告によれば、新たに増値税ゼロ税率の適用範囲に加えられた課税サービスについて、納税者は税還付(免除)の申告をする時に、11号公告で要求されているサービス契約書、インボイスおよび代金受取証票等のほかに、サービスの類型に応じてそれぞれ以下の資料も提出しなければならない。

サービスの類型	追加された資料
国外企業に提供するソフトウェアサービス、回路設計およびテストサービス、情報システムサービス、業務プロセス管理サービス、オフショアアウトソーシングサービス	契約が既に商務部の“アウトソーシングサービスおよびソフトウェアの輸出管理情報システム”において登記され、審査を受けたことのシステムによる証明文書
国外企業に提供するラジオ、映画、テレビ番組(作品)の製作および配給サービス	契約が既に商務部の“文化貿易管理システム”において登記され、審査を受けたことのシステムによる証明文書、業種主管部門の発行した有効期間内の映画・テレビ製作許可証明、配給著作権証明、配給許可証明
国外企業に提供する技術譲渡サービス	《技術輸出契約登記証》およびそのデータ表

¹ Tax Newsflash 2015年11月3日号「[増値税ゼロ税率政策が適用される輸出サービスの範囲の拡大](#)」を参照

² [増値税ゼロ税率を適用する課税サービスの税還付\(免除\)管理弁法\(国家税務総局公告2014年第11号\)](#)(国家税務総局ウェブサイト(中国語))

³ [増値税ゼロ税率を適用する課税サービスの税還付\(免除\)管理弁法に関する補充公告\(国家税務総局公告2015年第88号\)](#)(国家税務総局ウェブサイト(中国語))

2) 資料の審査

- 納税者が税還付(免除)の申告をする際、11号公告では税務機関に対し、収入の支払者がサービス契約書の締結当事者と一致しているかを審査することを要求していた。88号公告によれば、もし納税者の属するグループが認可を得て外貨資金集中運営管理もしくは経常項目におけるクロスボーダー人民元集中受払管理を実行しているならば、グループ内において集中受払を行う国内メンバー企業が納税者の代わりに国外から収入を受け取る場合にも、上述の条件を満たすものとみなされる。ただし、納税者はそれを証明するために関連資料を提出しなければならない
- 納税者が税還付(免除)の申告をする際、11号公告では税務機関に対し、ゼロ税率の適用を申告する収入が契約に約定する受取額を上回っていないかを審査することを要求している。88号公告ではこれについて補足し、納税者に対して、申告する収入が契約に約定する受取額を上回る場合には、関連の証明材料を提出することを要求している。この補足規定は、納税者が合理的な説明を提供できる場合、ゼロ税率を適用する収入が契約に約定する受取額を上回ることもあり得ることを示している

3) 期限後の申告

11号公告の規定によれば、増値税ゼロ税率を適用できる課税サービス収入について、納税者は関連の収入を会計上で売上高に計上した翌月から翌年4月30日までに税還付(免除)の申告を行わなければならないとされており、期限を過ぎた場合、納税者は通常、増値税を納付する必要がある。

88号公告により、上述の規定は変更された。変更後の規定によれば、期限を過ぎた場合、納税者は免税の申告をすることができるが、規定に従って免税の申告も行わない場合は、規定に従って増値税を納付しなければならない。

(2) デロイトのコメント

88号公告は、新たに増値税ゼロ税率の適用範囲に加わった課税サービスについて企業が税還付(免除)の申告を行う際の指針を提供するものといえる。一部の項目(オフショアアウトソーシングサービス等)については、増値税ゼロ税率を適用する際の税還付(免除)の申告に係る資料の要求と、2015年12月1日より前に適用されていた免税の申告に係る資料の要求は基本的に一致している。

影響を受ける納税者は、以下のような対応策について検討することが考えられる。

- 企業の業務活動の現状をレビューし、増値税ゼロ税率を適用した場合の税務上の影響およびそのコンプライアンスコストを試算することにより、企業が増値税ゼロ税率を適用することのメリットとデメリットを総合的に評価すること
- 増値税ゼロ税率を適用することを決定した企業は、できるだけ早く輸出税還付(免除)の届出を行い、速やかに管理弁法の規定に従って関連書類を準備し、税還付(免除)の申告を行うこと
- 免税処理を増値税ゼロ税率に変更する企業は、2015年12月1日時点で締結済みだが、なお実施段階にある課税サービスの契約書に特に留意し、これらの契約書の収入の認識および関連期間の仕入税額の処理が正しく行われるようにすること
- 増値税ゼロ税率を適用する過程で、管轄税務機関と密接なコミュニケーションを取り、管理弁法において明確でない事項について管轄税務機関と確認するとともに、必要な場合には専門家のアドバイスを求めること

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/ao

問い合わせ

デロイト トーマツ税理士法人

エグゼクティブオフィサー 大久保 恵美子

email: emiko.okubo@tohatsu.co.jp

東京事務所

〒100-8305

東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号

新東京ビル 5 階

T e l : 03-6213-3800(代)

email: tax.cs@tohatsu.co.jp

会社概要: www.deloitte.com/jp/tax-co

税務サービス: www.deloitte.com/jp/tax-services

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ税理士法人および DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 8,700 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 225,000 名を超える人材は、“making an impact that matters”を自らの使命としています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数を含みます。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(デロイト トーマツ税理士法人を含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。